

# 大竹市ブロック塀等除却補助事業

大竹市では、国及び広島県と共同して、地震によるブロック塀等の倒壊を防ぎ、及び安全な通路を確保することを目的として、ブロック塀等の除却費用の一部を補助する制度を創設しました。

**受付開始 令和5年6月1日(木)**

※予算に達し次第、受付を終了します。

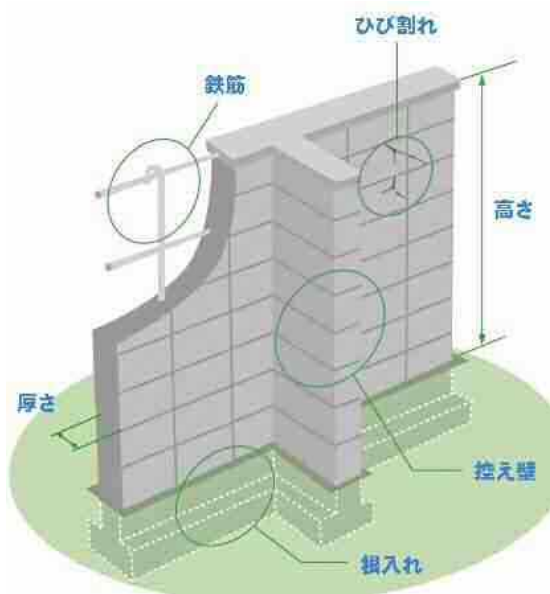
## 1 制度の内容

道路に面する高さ1メートル以上の倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助するもの

## 2 補助対象のブロック塀

1. 市内小・中学校の通学路又は緊急輸送道路に面するもの
2. 道路面からの高さが1メートル以上のもの
3. A、Bいずれかのチェックリストで1つでもチェックが付かないもの

◇ チェックリスト ◇



### A. 補強コンクリートブロック造の塀

- 1. 塀の高さは道路面から 2.2m 以下
- 2. 塀の厚さは 10cm 以上（塀の高さが 2m 超え 2.2m 以下の場合は 15cm 以上）
- 3. 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある
- 4. 基礎がある
- 5. 塀に傾き、ひび割れはない

### B. 組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀

- 1. 塀の高さは道路面から 1.2m 以下
- 2. 塀の厚さは高さの 1/10 以上
- 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある
- 4. 基礎がある
- 5. 塀に傾き、ひび割れはない

## 3 補助対象者

1. ブロック塀等を所有又は管理している個人
2. 市税等を滞納していない者

## 4 補助の内容

補助率 補助対象工事費の2/3（千円未満切捨て）

補助限度額 15万円

## 事業の実施方法

この事業は、①事前協議 ②交付申請 ③交付決定 ④契約 ⑤完了実績報告 ⑥請求の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。書類は下記の提出先まで提出してください。

### ① 事前協議

補助対象のブロック塀等に該当するか調査しますので、事前協議書を提出してください。



補助対象であることが分かれば交付申請をしてください。

### ② 交付申請

必要な提出書類をそろえて交付申請書を提出してください。

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。



交付又は不交付の決定通知書を送付します。

### ③ 交付又は不交付の決定

交付申請を受けて、内容の審査を行い、交付又は不交付の決定を申請者に通知します。



工事業者と契約をしてください。

### ④ 契約

交付決定の通知を受けた後に補助対象事業の実施に係る契約を行い、工事着手してください。



### ⑤ 完了実績報告の提出

工事完了後、完了実績報告書を必要な提出書類をそろえて期間内に提出してください。

【期間 事業完了後30日以内、または 令和6年3月15日（金）まで】

※請求書又は領収書の写しを提出する必要があります。



交付金額の確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

### ⑥ 請求

請求書（別記様式第12号）を提出してください。申請者へ補助金を交付します。

※ 申請で必要な様式・要綱は大竹市のホームページでダウンロードできます。

## 問合せ・応募・交付申請書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

[受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00 13：00～17：00]

ホームページ：http://www.city.otake.hiroshima.jp/